

令和 7 年度

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の在り方検討会（第 4 回）  
議事要旨

1. 日 時

令和 8 年 3 月 3 日（火）9:30～12:30

2. 場 所

株式会社プレック研究所 2 階会議室（Web 併用）

3. 出席者（敬称略）

（検討委員）

石井 信夫 東京女子大学 名誉教授  
勢一 智子 西南学院大学法学部法律学科 教授  
寺田 佐恵子 大阪公立大学農学研究科 助教  
原 久美子 公益社団法人日本動物園水族館協会 専務理事  
三橋 弘宗 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 自然環境系生態研究部門 講師  
箕輪 さくら 信州大学経法学部総合法律学科 准教授

（環境省）

野生生物課 川越課長、笹渕課長補佐  
希少種保全推進室 北橋室長、吉澤室長補佐、橋口室長補佐、本田室長補佐、  
江頭係員

（事務局（株式会社プレック研究所））

橋口、村田、望月、中居、西田

#### 4. 議事概要

<挨拶>

##### 1. 希少種保全における地方自治体との連携の在り方について

- ・環境省から資料1に基づき、種の保存法と希少種保護条例の現状と課題を整理した上で、今後の国と自治体の役割分担の在り方および種の保存法の在り方について説明。(環境省 本田)

(意見及び質問)

##### 勢一委員

- ・種の保存法第2条2項に掲げられている地方公共団体の責務について、法制定時に「地方公共団体」とした経緯を教えてください。本日の論点の中で都道府県と市町村の役割の在り方が入っているが、法の中では都道府県・市町村の区別は一切ない。通常、広域自治体に求めるものと基礎自治体に求めるものは違うはずであり、それが現行の制度や、今後法改正を行う場合の都道府県・市町村の役割分担、ひいては国との役割分担にも関わることから、立法時のエビデンスの確認をしておきたい。
- >国と地方公共団体が書き分けられており、国が義務、地方公共団体が努力義務になっている点については、一つの都道府県内で施策が完結するものが必ずしも多くないことや、保護のために全国的な措置を講ずる必要がある場面が多いことから書き分けられている、ということまでは整理されている。ただ、なぜ市町村と都道府県が書き分けられていないかは現状では把握できていない。(環境省 本田)
- ・現行の責務規定に従い、多くの自治体で条例を作って対策を進めている現状について説明いただいた。その中で、自治体としては予算と人員の確保がしづらい悩みがあるというご指摘をいただいている。自治体に取り組んでいる条例や、様々な種の施策について、現行ではどの主体の予算で実施されているのかを教えてください。何らかの地方財政措置を伴う形で手当てがされているのかの確認になる。アンケート結果でも、国の財政支援がある場合であれば位置づけてほしいというスタンスも見られた。
- >予算は基本的には自治体のリソースで賄われているが、一部は地方交付税の対象になっているほか、環境省の生物多様性保全推進支援事業という交付金制度が存在する。ただし同一プログラムに対する助成が3年までという時限付きであるので、支援終了後は自治体の予算に切り替えるか、残念ながらだんだん縮小していくというのが現状である。(環境省 本田)
- >地方財政では、普通交付税措置で包括算定経費の中の面積換算に、生物多様性の保全等が含まれている。昨年頃に包括算定経費の計算方法が見直され、項目として新しく生物多様性の保全が追加された。根拠法として種の保存法が含まれているが、包括算定経費なので、種の保存施策に係る算定額は把握できていない。面積換算の環境保全の項目全体では、標

準的な面積の自治体（都道府県）で3億7千万という数字があるが、内訳については不明である。なおこれらは都道府県での包括算定経費であり、市町村については種の保存の関係での経費は措置されていない。（環境省 笹淵）

>外来生物法については、近年の法改正で都道府県等の義務が位置づけられたことに伴い、地方自治体の行う外来生物の防除事業に対して交付金の交付と、特別交付税の措置が行われている。種の保存法についてはそのような措置はまだない。（環境省 北橋）

・人口減少が進む中で、都道府県や市町村が種の保存に関する施策を維持するためには、総合的かつ継続的な財源が不可欠である。もちろん法的な権限や位置づけも重要だが、自己財源でどこまでやり続けられるかは非常に心もとない。種の保存はオールジャパンの話なので、そこにしかない種をそこで守ってもらうという時に、どのようなスキームで取り組んでもらえるかを考えていただきたい。生物多様性の枠組みの一つとしての面積換算だけでは種の保存の分野は苦しいのと、市町村には財政措置がないことから、もし仮に市町村に何らかの役割を担っていただくのであれば、役割の適正さと十分な財政措置が伴うかをセットで議論いただきたい。

・種の保存法第53条に地方公共団体に対する助言その他の措置という規定に関して、「その他の措置を講ずるよう努めなければならない」とされている国が、これまで行ってきた「その他の措置」に当たるものを教えていただきたい。

>代表的なのは先に挙げた支援事業になる。実際の現場では、保全方法に関する助言や有識者の紹介などの技術支援がされているが、これらは広く言えば「助言」に含まれると思っており、「その他の措置」に該当するものは支援事業がメインとなる。（環境省 本田）

>レッドリスト等の作成を通じた地域の希少種の状況の情報共有が一番大きなベースラインとなる。その他、各地域の絶滅危惧種の保全を地方環境事務所の野生生物課が都道府県や市町村と連携を密にしながら進めている中で、技術的な話や、技術支援の一環として環境省の保護増殖事業の検討会等で有識者により議論されている内容の共有などが行われている。（環境省 北橋）

・国内希少種への指定によって条例での指定が解除された例は、法制度という意味では極めて適切な措置である。これを以て「国内希少種指定が自治体の取り組みを後退させることにもなりかねない」という点は法の建て付け上の話であるので、こうした危惧を国側が持たなくていいような対策を整理する必要がある。

・スライド18にある条例の基本的考え方の「特定地域で捕獲規制が必要な種」は、全国的に保護が必要ということにならないか。そうであれば条例に委ねてしまってもいいのか。

>種レベルでは全国的にそこまで捕獲採取圧が絶滅のおそれに寄与している状況にはないが、ある地域で特定の表現型が選択的に採取される場合など、特定の地域での捕獲圧だけが特に高まっているものがある。レッドリストの準絶滅危惧の基準の一つに特定の地域での過度な捕獲圧や生息状況の悪化があり、そういったものが典型的には該当しやすい。（環境省 本田）

- ・種の保存法に基づく自治体の役割は、法的に位置付けて自治体を実施してもらう想定でよいか。これは現行では国がやっている内容なのか、それとも現行とは違うものが入るのか。現行で国がやってることであれば、それを自治体に委託する論拠を法改正においては明らかにする必要があるのではないだろうか。
- ＞現状では、種の保存法で指定する種や保護区に指定する地域等のおおまかな基準は種の保存法に基づく基本方針に書かれているが、自治体の役割はほぼ記載されておらず、当然自治体と国の役割分担は整理されていない。種の保存法で措置をする場合は、基本方針で役割分担を明らかにしていくことが中心になると考えている。現状では、自治体が条例で重複指定をした上で積極的な事業を行っているものと国が行っているものが混ざっているため、措置を講じるにあたっては、法に基づいて国と自治体の役割分担の論拠の整理をもう少し詰める必要があると考えている。(環境省 本田)
- ＞「特定地域」を法律的に考えると、当該自治体の区域内において希少種保護のために重要と認める地域といった形で限定をかけないと、条例としては不適になる。自治体の中で特定の地域個体群があるといったように、自治体の区域内に限ってという形で限定をかけないか、条例と法律の役割分担はできないと考えられる。国として特定地域の保護が必要であれば、当然国として指定すべきであり、国側としてはそこまでではないが、当該自治体から見て重要な種や場所は自治体が指定する、という役割分担である。(川越)
- ＞スライド 16 に近い例が掲載されている。環境省レッドリストに未記載だが都道府県レッドリストで記載をされており、実際の条例でも指定されているというパターンがあり、こうしたイメージである。(笹淵)
- ・スライド 18 の原案を見ていてアセス法的な印象を受ける。そうだとすると、法でどこまで見るのか、どういう理由でそこを決めたのかという点は問われることになると思うので、整理をした上で、何をどこまでするのかを明らかにする必要がある。
- ・箕輪委員の指摘にもあるように、財政措置も大事だが、マンパワー不足も実は深刻なので、法改正によってどれだけ自治体をお願いするのか自体を精査する必要がある。ぜひ地方三団体などとも意見交換をしながら進めていただきたい。熱量がある職員は確かにいるものの、職員は異動するので、その体制を常に維持できるわけではないため、通常業務として継続できる担保と見通しでお願いしたい。
- ・先の質問で、実際の役割は基本方針でいろいろ決めていくとあったが、基本方針の法的効果を考えると、そこで書けば事業として成立するわけではないので、この辺りも整理をしていただきたい。
- ・石井委員からも指摘があったが、やはりレッドリストの現行の仕組みが必ずしも今の種の保存法の体制とマッチしていないところがあるように思う。自治体との役割分担を考える時には、レッドリストの登録の考え方というのも検討いただく必要がある。
- ＞特に自治体との関係の話は本検討会だけで進められるような簡単な話ではないと思っているので、しっかりと調整した上で考えていきたい。(環境省 北橋)

## 石井委員

- ・勢一委員のコメントに関連して、環境省レッドリストでは「絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)」というカテゴリーがある。現行のレッドリストの作成方針では、孤立個体群が一つの都道府県に収まっている場合は、その都道府県の責任で保全するものとされており、レッドリストにはLPとして掲載しない、すなわちその自治体で保全に責任を持ってほしいという考え方がある。
  - ・今回の整理では、自治体の責務が種の保存法の中にきちんと書かれておらず、法律と条例の制度的連携は図れていない状況にあるという問題が種の保存法にあることが明確に出てきており、とても重要な指摘である。
  - ・絶滅のおそれを高めている主な要因として、一番現時点で重要なものは生息地の消失・劣化である。一方で、大部分の都道府県で条例が制定されているものの、これらは捕獲・採取の規制に重点が置かれた、少し古い考え方で作られているものが多い。条例によっては捕獲・採取の規制とともに保護区の指定や保護増殖事業の策定が入っているが、実際に行われている例は少ない。生息地等の劣化や消失、外来種、ニホンジカの採食圧の影響など、絶滅のおそれを高めている要因として過剰な捕獲や採取よりも重要なものがあるのに、そちらにあまり目が向けられていない印象を持っている。国と自治体の役割分担、および条例にはこれらの要因に着目した取り組みの方向性が整理される必要がある。
- ＞捕獲規制ではなく保護増殖事業や保護区指定の方が重要であるというご指摘は、条例に限らず種の保存法も同様である。国内希少種に対する保護増殖事業や保護区の指定は、条例より種の保存法の方が割合的にはむしろ少ない状況に留まっている。条例でも制度はあるが活用されてない自治体がそれぞれ 50%前後ある。ご指摘のように、今後は捕獲規制をメインとするのではなく、積極的事業を推進していく必要がある。そのためには、安定的な財源の話もセットで検討していかなければならない。(環境省 本田)
- ・種の保存法でいう特定第二種に類似した条例を持っている自治体はあるのか。
- ＞特定第二種に類似する制度を持っている自治体はおそらく現状ない。少なくとも都道府県レベルの条例では見つからず、市町村レベルの条例でも調べた限りではなかった。種の保存法で規定されてない独自の施策もあるが、多くの条例は種の保存法やそれを参考にした他の都道府県条例をベースにして制定されていると推測される。特定第二種については、種の保存法での措置からまだ6年程度であり、法改正を踏まえて制度を条例に取り入れているところはないと思われる。(環境省 本田)
- ・自治体の条例に保存法上の根拠を持たせるべきかについて、「持たせるべきではない」という自治体が1つある。この理由がもし分かれば教えていただきたい。「持たせるべきでない」というのは、権限だけ付与されても、それを裏付ける予算が伴わなければ対応に困るという懸念から来ていると思った。
- ＞理由として、国内希少種に指定したものは国で全て責任を持つべきであって、自治体の体

制や予算状況の厳しい中で過度な負荷を持たせるべきではない、そもそも条例で自由にやったらいいという世界の話なのではないか、という意見であった。(環境省 本田)

- ・法改正が必要になってくるかと思うが、生物の絶滅を脅かす要因というのはいろいろあるので、それに的確に対応できるような予算や体制を取りやすいような、自治体にとってメリットが大いにあるような改正を考えていただきたい。
- ・条例が非常に多様なので、一律に統一することは難しいかもしれないが、もう少し整理が必要である。例えば、種の保存法の希少種指定は面倒な手続きやデータに基づく判断をしているが、自治体の条例の指定種は指定の妥当性に疑問があるものもあると思われる。その辺りも含めて条例を整理するとともに、手続き的な部分もより厳格にしていく必要があると思う。今回の議論がそうした検討のきっかけになればよい。

### 箕輪委員

- ・自然公園法等では、市町村には規制的な場面よりは協働の場面をお願いしてる部分が多く、そこが1つの考え方のベースになると思う。規制的な場면을市町村に負わせることができるだけの体力があるのかという問題を考えると、それよりは保護増殖事業等のキーパーソンを探すなど、そういったところで協力いただくのが市町村との役割分担として成立する可能性があると思った。
- >ご指摘の通り、規制的な手法である指定・管理を全て都道府県と市町村で同じように規定するのは難しい。実際には、個別の種の事業に対する協働については市町村の方が動きやすい場面もあり、熱量のある担当の方との連携で事業が積極的に進んでいく場面もある。法律への位置づけや実際の運用の進め方は検討が必要だが、市町村にそういった役割を期待していきたいという方向性は我々も同様である。(環境省 本田)
- ・管理権限や指定権限の付与という案について、法律上で権限を設定してしまうとやらなければならない仕事が増えることになるため、それを避ける方向になってしまう可能性がある。何度も言われていることだが、予算措置や人員不足に関する対応がないと、法律で規定をしても果たして機能するのか疑問が残る。実際に3年期限の支援の話があったが、支援を受けた市町村では国からの財政措置が切れた後、予算を市町村内で確保できない場合がある。継続的な支援を提示していかないと難しい話ではないか。
- >今回法律で位置づけて自治体と国の分担を設定することを契機に、例えば3年という期限付きの措置を拡充していくなど、もっと安定的な財源を目指していきたい。(環境省 本田)

### 寺田委員

- ・スライド18の表および指定対象種の書きぶりに関し、種指定について、種レベルで絶滅のおそれがあるものは、その生息地が特定の地域・特定の自治体に限られたとしても種の保存法で国として守る対象となり、国としての種レベルでの絶滅のおそれはないが特定

の地域個体群の絶滅のおそれがある場合は、自治体の判断で条例にて指定する、という理解で合っているか。またその場合に、法の指定種になった種については保護増殖事業と保護区は自治体の役割になり何らかのインセンティブ等がある一方で、地域個体群を条例の判断で対応が必要と判断した場合には自治体次第という認識でよいか。または、法の指定種のうち、広域に分布し、特定自治体のみでの保護増殖事業実施が難しい場合は、国の保護増殖事業となるということか。

- >先ほどのLP の話を補足すると、国レベルで見ると絶滅のおそれは高くないが、都道府県や自治体単位で見ると孤立して消滅するおそれがある個体群の場合は国レベルのレッドリストには載せないことになっている。一方、国全体で見て、ある特定の都道府県や市町村にしか限局して分布していないものは国がケアをすることになっている。(石井委員)
- >法律で指定すべき種の入口は、あくまでも国全体としてその種が危険な状況にある種という点で変わらない。また、種指定されている全てについて保護増殖事業が必要なわけではないのだが、その上で、国全体としては保護増殖事業をやるまでもないが特定地域ではやりたいというものについては、都道府県等でもできるようにしてはどうかという話である。保護区についても同様で、全国的な観点から見て非常に重要なところは国ですべきだが、国全体としてはそこまで重要ではないとしても、その地方においては最後の生息地であるような場所は自治体でも指定できるようにしたい。また、現状の条例の中にも、条例指定種だけではなく、種の保存法で指定されている種について、保護区が設定できるという条例がいくつかあるので、すでにニーズはあると思っている。(環境省 北橋)

### 三橋委員

- ・寺田委員がおっしゃった条例の保護増殖事業・保護区指定で抜け落ちている部分についてである。この部分は種によってケースバイケースすぎると考えられる。また、実際に保全措置をしようとしても、土地の所有者が国、県、市、民地とばらつくので、市や自治体からの要望を受けて国と一緒に計画を作れるような形にはならないだろうか。自然再生法の協議会がそれに近い形であるが、ある種にとって危機的な状況が起こった際に計画を迅速に作り、国、県、自治体が協力して実行力を持つような仕組みを法律に盛り込むことはできないか。

課題が発生した場合に、計画を緊急で作るモデル事業ができるとよい。非常に絶滅の危機的な生物がいる場所で災害や意図せぬ開発が起こった時に、種の保存法と条例に基づく計画を作ってカウンターが当てられるような形にするのが危機管理だと思う。ただし急に短期間でまとまりのある計画はできないので、事前に該当する種の候補をあげた上で戦略的計画のようなざっくりしたものを作っておき、何か起こった時には即座に対応するのが現実的である。大規模な災害や災害級に影響をもたらす公共事業等において希少種の生息地が脅かされるような場合に、自治体や市民から要請のような緊急的な発案があった際に種の保存法に関する保護計画を迅速に作れるようにする仕組みはあった方が

よい。

>災害対応という観点については考えが及んでいなかったが、保護増殖事業計画は現状国しか作れず、国の作った保護増殖事業計画に基づいて都道府県が確認を受ける仕組みになっている。保護増殖事業を都道府県等で作れるようにというのは、国の傘がかかっているなくても作れるようにできたらいいのではないかという選択肢の提示であった。一方、国が関与すべき案件については、都道府県の発案を基にする場合でも、国としての保護増殖事業計画を作るという手順を踏む形になると思う。(環境省 北橋)

>保護増殖事業計画の中に災害があった時の復旧方法の観点を盛り込んでおくのはあり得ると思いつつ聞いていた。災害復旧だけの計画を保護増殖事業計画と別にやるのか、あくまで保護増殖事業計画の中にそういった視点を盛り込んでおくのかという点は要検討かと思った。(環境省 本田)

- 国が指定すると都道府県条例で外れるという問題は、外来生物でも同様に起きている。これは法の立て付け上仕方がない面もあり、予算・人員措置でしか救済できないとは思いますが、これを根拠に一切取り組まない自治体もある。何を言っても絶対にやらない自治体に対しては、取り組んでいないことが世間に分かる状態になっていけばよいのではないかと思う。

## 2. 希少種の生育・生息情報取扱いの在り方について

- ・環境省から資料 2 に基づき、希少種の生息・生育情報の収集・活用の現状と課題の整理と、今後の在り方（案）として調査・情報集約と公開・共有による活用の 2 つのパートからなる新たな枠組イメージおよび本日の論点について説明。（環境省 吉澤）

（意見及び質問）

### 石井委員

- ・本テーマに関しては、種の保存法の運用上の課題ではあるが、法改正等に結びつく内容ではないという理解でよいか。

>法制度がないと明確にできないものは、開発主体に対して罰則を課す点である。環境省による調査や情報提供の依頼は、法改正せずとも実施できる。ただし、実効性ある枠組みとするには、外部の調査主体が安心・信頼して環境省へ情報提供いただくことが必須となるので、環境省が取扱方針を定めて遵守し、他の方々にも秘密保持義務などを課すという制度上の担保を設けることによって、より安心・信頼して情報提供いただける形が望ましい。（環境省 吉澤）

- ・スライド 12 の整理について、分類群ごとの共有区分などの判断基準はケースバイケースなので、簡単に区分するのはなかなか難しいと思う。具体例による整理作業が必要である。
- ・レッドリストは法第 2 条に基づいて作成されており、自然環境保全基礎調査は自然環境保全法に基づく調査である。種の保存法でも、少なくとも指定種に関する調査及びデータ収集の必要が明記されれば実施義務が生じる。機密漏洩の罰則は別の項目になると思うが、条文の中にそうした規定を設けてもよいと思った。ただ、指定種のみを調査対象とした場合、レッドリストを作る時にデータがなく、調査をした結果絶滅危惧種とわかるというケースに対しては対応できないことになるので、工夫が必要である。
- ・基礎調査の分布調査結果は多様性センターで入手できるものの、網羅性と信頼度のいずれも不十分であるため、専門家の精査による正確性の確認などの改善が必要である。中・大型哺乳類のように誰が見てもわかるような動物の場合は割と正確なデータになっているが、そうでないものについてはかなり怪しい情報も混じっているので、精査のための事業や予算についてご検討いただきたい。
- ・レッドリストを作るたびに希少種の情報を収集しているので、アクセスすると過去のレッドリスト作成時にどこまでの情報が把握されていたかがすぐわかるような仕組みを作っていただきたい。また、保護増殖事業の対象種については精緻な情報があるものの公表はほとんどされてない。レッドリストの検討の時に引用できるような情報の集約化・データベース化をしてもらいたい。情報が集約する仕組みを考える場合には、専門家がいろいろ議論できるような場を作り、そのための予算もつけた上で検討を進めていく必要がある。
- ・生物多様性センターの役目との分担を考えつつ、種の保存法の中で、少なくとも指定種あるいはそれに近い状態の希少種については情報を収集できるようにしてほしい。整備に

ついて法律に明記されることで、レッドリストの作成や保護増殖事業等、様々な施策に活用しやすいと思う。

>今回この議題を取り上げた理由として、データを集めることで保護増殖事業や種の保全のために必要な検討に使うことに加え、希少種情報を適切に提供することによって、その場所での開発を防いでもらうという観点もある。今まで希少種情報の取り扱い、公開することで密猟につながるおそれから非常に慎重に取り扱ってきた側面がある。しかし、希少種情報がないからこそ、知らずにその場所が開発されてしまうという悪影響もあるので、可能な範囲で情報を提供すべきではないかと考えられる。その辺はこれまでの希少種保全の議論から、今回一步踏み込んだ提案となる部分である。開発事業者等が生息地を回避するために必要な情報は一定程度公開していくべきではないかという観点で、改めて委員の皆さんからもご意見を伺いたい。(環境省 北橋)

- ・希少種の生息地等の情報について、これまでは秘密にしていく傾向が強かったが、それに対してネガティブな影響が出ているという実例がおそらくいくつかある。それも念頭に置いて、どこまで公開するかを検討する必要がある。
- ・希少種情報の精度の例として1kmメッシュや10kmメッシュが挙げられているが、メッシュ単位だけではなく自治体単位や市町村単位でのデータベースもあると便利である。開発計画の検討段階でその地域の情報について自治体単位で第一のチェックをしてもらうことで、存在を意識した上での調査やピンポイント情報の提供につながる。

## 勢一委員

- ・開発主体への罰則の話があったが、現在行っている取り組みを何らかの形で法に位置づける想定なのか、位置づける場合の整理をしたいという趣旨なのか、それとも法制度の在り方と合わせて情報収集の仕方も議論するのか。スライド12の抽象的なイメージはわかるが、もし罰則の規律まで含めるのであれば対象となる情報の限定はしないといけないので、ここの整理は実は結構難しい可能性がある。罰則規定は公開や活用を念頭に置いていたが、調査と情報集約にも何らかの規定がないと情報は取れないということになるのかと思った。

>現在環境省が行っている希少種の情報収集は網羅的・体系的にできていない。生物情報に関する市民調査のデータプラットフォームは存在するので市民が任意でデータを入力することは可能だが、環境省が調査団体に対してデータ提供を依頼する包括的な枠組みはない。現行のデータ収集を制度化するのではなく、より包括的でしっかりしたデータ収集・発信をしていくための整備が必要というのが第一の趣旨である。(環境省 吉澤)

>種の保存法第2条1項に掲げられている国の責務規定を踏まえてレッドリストが作られているが、作成のための調査は実際には行われていない。現状では世の中にある情報や評価する専門家の方々がお持ちの知見等でなんとか評価をしているが、この責務規定を踏まえての環境省としての科学的知見の蓄積が全然足りないのではないかという発想で議

論がスタートしている。そのための規定を置くかどうかは罰則規定がおそらく肝になる。逆に言えば、罰則規定がなければ法律で手当てできる話であるかどうか微妙なところがあるので、罰則規定を置くほど対象を限定できるのかが論点になる。(環境省 本田)

- ・スライド 7 で示されている生息地の情報を希少種にも活用すればよいと思われるが、現行の情報を何らかの形で一元管理するためのスキームを考えるという趣旨なのか。提供についても、スライド 8 にある「生物多様性見える化システム」はスライド 7 とは別の世界の話であると思われるので、現行の体制が自然環境局の持っている情報の在り方としてどうなっているのかの説明が欲しい。おそらくそれでもなお情報が足りないということで、民間団体、自治体、研究者から情報を集めたいと解釈したが、そうだとすると環境省の情報の在り方をまず整理する必要がある。これは種の保存法だけの話ではなく、環境省の自然分野全体の情報の収集、管理、提供の在り方であり、他の法律・分野での情報管理、収集、提供との整合との一元化を含めた議論が必要である。

本来であれば環境基本法に環境情報の取り扱いのベースとなる根拠規定があり、それを個別法が使っていくというスキームがないと成り立たないのではないかと。自然分野だけではなく他の分野の情報の取り扱いとの整合や連携を考えていただきたい。

- >基礎調査、モニタリングサイト 1000、国立公園各種調査は環境省自らが実施している調査だが、それだけでは希少種の生息・生育情報は不足しているため、第三者の調査結果も把握したい。第三者の調査結果内容や調査結果の提供方法については、断片的に情報をいただくことはあるものの、網羅的に整理できていないので、整理が必要である。またご指摘のとおり環境省内の希少種データ整理・一元化についても、今回の制度運用と並行して整理が必要である。(環境省 吉澤)

- >種の保存法の範囲にとどまらない話ではないかというご指摘はその通りである。環境省内でも生物の分布情報などの様々な環境情報の集約について別途議論をしていこうという動きがある。本検討会はあくまでも種の保存に関するデータの話をしているが、いただいたご意見は環境省全体のデータ管理の議論の参考にさせていただく。(環境省 北橋)

- >基礎調査、モニタリングサイト 1000、いきものログについては、生物多様性見える化システムに反映できるものは反映されているが、国立公園等の各種調査のように個別の事業で実施されているものは環境省内で実施しているものでも統一的なデータ集約ができていない。実現には、個別に事業を発注する段階から関係者等と調整して、データを統一的なフォーマットで収集してシステムに入力するといったことから取り組まないと難しいため、現在省内で議論しているところである。(環境省 橋口)

- ・環境情報という意味では、アセスのスキームとの連携が不可欠であり、洋上風力等の環境省による情報収集との関係性も考える必要がある。アセス図書の公開の規定が改正で追加されており、そちらとの整合の問題も当然考える必要がある。

- >ご指摘のアセス図書公開規定は公開版のアセス図書が念頭にある規定であり、公開版のアセス図書には希少種の詳細な情報は掲載されておらず、非公開版アセス図書にのみ掲

載されることが一般的だと理解している。そのため、アセス事業者が調査した希少種の詳細情報を環境省が入手したい場合、ご指摘の公開版アセス図書を公表する規定とは別に、今回の枠組みなどを踏まえて個別に同意を得る必要がある。(環境省 吉澤)

- ・スライド 14 の情報提供を受ける際の留意点について、法が定める国がすべき事務としての公益性のある事務であるとするならば、きちんと調査権限において情報収集をおこない、調査権限に基づいて適正に情報を管理・使用する、提供もその法の趣旨目的に適う形で行うということに尽きると思う。

### 三橋委員

- ・機密情報も含めた情報の統一的な扱いは範囲が広すぎるので、すぐには決まらないと思う。この段階ではまず幅広な取り扱いを設定しておく程度でよい。全てにおいて非常にセンシティブな問題を抱えており、法改正の中で全ての整理ができるとは思えないので、別途対応した方がよい。一概には決めにくい面があるので現状こうだとはなかなか言えないが、法の中では扱いを環境省が設定できる程度の話だと思った。
- ・情報提供を受ける場合、博物館では基本的に寄贈の手続きを行う。標本受け入れの際は個別に保存や展示条件等を先方の希望どおりに設定することはできないので、基本的に博物館に委ねていただく形となる。また、情報を無償にて提供を受けるのではなく、非常に重要な情報の場合は契約して買い取り、環境省に権利を帰属させることもあると思う。これ以外に貸与や寄託という形で預かることも、博物館の場合にある。情報提供を受ける場合は基本的に環境省に委ねていただく形とした上で、取り扱い方法は変わる可能性がある、という説明をするのが現実的である。
- ・個々の情報の整備やあり方については、多様性センターで 2023 年自然環境調査の総合解析の時にまとめたガイドラインがあるのでそちらを見ていただきたい。

### 寺田委員

- ・自治体の研究機関や学生の卒論などでも種の分布情報は収集されている。一方、全国レベルでは、環境省 GIS データベースがあり、種の在・不在などに関するデータが参照できる。現場で収集されていく情報を集約する場所とその仕組み化が課題である。議題 1 の自治体との連携にも関わるが、担当者が変わっても調査結果を集約するルートを確保し、希少種・絶滅危惧種になる前に国全体のより詳細な種の分布情報を蓄積していけるような体制整備が重要である。
- > 調査情報を集約・一元管理して提供することは、何らかの形で必要だと思っている。今回の新しい枠組みや生物多様性センターを活用しながら進めていきたい。(環境省 北橋)
- ・位置情報をぼやかすだけでなく、希少種がそこに生息するというアラートは出すものの種名を特定せず、分類群などのレベルで伝えるという方法はありだろうか。密猟者はおそらく特定の種、特定の形態的特徴を有するものを求めていると考えられるためである。

- >種の生息・生育情報を隠すときに位置情報を粗くするだけでなく、種名自体をマスクするという案はある。開発主体に対する指導・助言の場合を考えると、種名自体が言えなくても土地改変されると何がしかの希少種に大きな影響があることが説明できれば指導・助言自体は可能だと思われる。(環境省 吉澤)
- >一方で、三橋委員からのコメントの通り、分類群の単位まで特定するとわかる人にはわかるという側面もある。環境省に情報を委ねてそのような使い方をする時点で、情報が環境省以外の主体から集まりにくくなるという懸念もある。(環境省 本田)
- >開発の行為の種類によっても保全の取るべき方策が変わってくるのも難しい点である。例えばスライド 11 の岩手県のイヌワシの例は、陸上風力発電の立地適正化の観点で作られたマップである。また、種名を隠したときに、例えば両生類の場合は流水性か止水性かなどによって配慮事項が変わる場合もあり、その辺の難しさも課題の一つである。(環境省 橋口)

## 箕輪委員

- ・スライド 11 で「行政の指導・助言」とあるのは、現行の第 35 条などを活用するということなのか、それとも情報収集の話と合わせて、情報提供後の相手方に対する新たな規定を設けるということなのか、考えている方向性を教えていただきたい。
- >環境省からの指導・助言とは、法第 35 条に基づく指導・助言を想定している。また自治体からの指導・助言については、自治体において策定されている各条例に指導・助言規定が含まれている場合もあり、それらを想定している。それら指導・助言に際して希少種の生息・生育情報があるとより効果的に行えると考えている。(環境省 吉澤)
- ・指導・助言は、従わない人は結局止められないという点は変わらない。情報を提供しても開発が進んでしまうのであれば実効性の問題も出てくる。情報提供とその活用を考えるのであれば種の保存の目的に資する制度にする必要があるので、情報収集と併せて情報を提供した際に開発により介入できる仕組みを、アセス等との組み合わせを視野に入れつつ検討すべきである。
- >広く一般公開している情報の活用と、環境省あるいは行政側でしか持たないより詳細な情報の活用の両方がある。より精緻な情報の使い道として、現行の第 35 条の指導・助言よりさらに実効性の高い取り組みについて現在検討を進めているので、そういったものも活用していきたい。ただ、集まった情報をそのまま強制力の強い措置の根拠として使えるのか、案件に応じた調査を途中で挟まなければいけないのかなど、その辺はさらに議論を詰めていきたい。(環境省 北橋)

### 3. その他

- ・環境省から次回以降の予定と検討会の回数追加の説明。(環境省 笹渕)
- ・原委員、石井委員より追加のコメント。

#### 原委員

- ・今後自治体が保護増殖事業などに取り組む場合には、公立の動物園や水族館が協力できる部分もあるため、自治体も取り組みやすくなっていくのではないかと思った。
- ・公開は必要なことである一方で、メリット・デメリットも多くあり、種の保存の目的が達成されるように考慮しながら検討するのが難しいところである。

#### 石井委員

- ・種の保存法は、捕獲・採取規制についてはしっかりしている一方、絶滅のおそれを高めている主要因と思われる生息・生育地の保全については、生息地等保護区の制度はあるものの非常に限られた地域でしか指定・運用できていない。保護増殖事業はそれに比べると生育・生息地の保護の観点でもう少し幅広く対応できるが、強制力がない。そこが種の保存法の弱点だと思う。現行の種の保存法は必ずしも理想形ではないので、自治体の条例等は種の保存法を単純に手本にするのではなく、より発展的で効果のある施策に結びつくような独自の仕組みを考えていただきたい。

以上